

労働 とやま

2009年
11月号
第714号

今月の主な内容

- 11月は建設雇用改善促進月間です
- 元気とやま!仕事と子育て両立支援企業の紹介
〈医療法人社団 一志会〉
- 賃金・退職金セミナーのご案内
- Uターンフェアインとやま 参加企業募集

11月(1~30日)は 「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

～労使の協力で進めよう!労働時間の適正化～

◆労働時間等の現状(全国)をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患に係る労災認定件数が高止まりとなるなど過重労働による健康障害は依然多い状況にあるほか、割増賃金の支払に係る労働基準法違反も後を絶たないところであり、今後ともその解消に向けた対策を積極的に推進していく必要があります。

◆過重労働による健康障害を防止するためには、

- ①時間外・休日労働時間の削減
- ②労働者の健康管理に係る措置の徹底等を実施することが大切です。

◆賃金不払残業を解消するためには、

- ①「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守
- ②職場風土の改革
- ③適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備
- ④労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

等を実施することが大切です。また、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」に基づき、労使が一体となった取り組みを行うなど、賃金不払残業を発生させない社会的気運の醸成が重要です。

◆このため厚生労働省では、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取り組みが行われるよう、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、各種活動を展開することとしています。

◆富山労働局においても、期間中にフリーダイヤルによる電話相談(0120-794-713 11月21日(土))や、労使団体との懇談会を開催することとしています。

◆各事業場におかれましても、労働時間の適正な管理をより一層徹底され、長時間労働の抑制と過重労働・賃金不払残業の解消にご協力をお願いします。

(富山労働局労働基準部監督課)

しっかり労働時間。
ちゃんと私の時間。

STOP OVER-WORK

労使の協力で進めよう!
労働時間の適正化

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

◎長時間労働の抑制のため、平成22年4月1日から改正労働基準法が施行されます。

労働時間相談ダイヤル(無料) なくしましよ 長い残業

0120-794-713 11月21日(土) 9時00分～17時00分

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

全国一斉無料相談ダイヤル

0120-794-713

なくしましよ 長い残業

11月21日(土) 9:00～17:00

11月は「建設雇用改善推進月間」です

わが国の建設業は、国内総生産の約1割を生み出し、地域の雇用の受け皿としての機能を担う基幹産業として、経済・雇用を支える重要な役割を果たしています。その一方で、建設業が受注生産・屋外生産であるなどの特有性から、不明確な雇用関係、労働災害の多発、さらには将来における労働力不足への懸念など、多くの課題がみられ、このことが建設業の発展に重大な影響を与える恐れがあります。

このため、厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構では、建設業における雇用改善について、事業主や関係者の方々の理解と関心をより一層高めていくため、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」として広範な啓発活動を展開しています。

平成21年度スローガン **変えていこう 未来のために**

●建設労働者の雇用の改善等に関する法律により次のことが定められています。

■雇用管理責任者の選任

事業主は、建設事業を行う事業所ごとに、雇用管理責任者を選任しなければなりません。

■募集に関する事項の届出

特定の区域（東京、神奈川、愛知、大阪及び兵庫の一部区域）において、自らの被用者に直接募集の方法で、建設労働者を募集させようとするときは、その被用者に係る建設労働者募集届を公共職業安定所長に届け出なければなりません。

■雇用に関する文書の交付

建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、その労働者に対して、事業主の氏名（名称）、その雇入れに係る事業所の名称・所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容を明らかにした雇入通知文書を交付しなければなりません。

■関係請負人に関する書類の備付けおよび援助

- 建設工事が数次の請負により行われるときは、最先次の元方事業主（元請）は、その後次すべての関係請負人（下請）について、その氏名（名称）、作業予定期間、雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、その建設工事に係る事業所に備えて置かなければなりません。
- また、元方事業主は、関係請負人に対して、雇用管理の適正化についての助言、指導等の援助を行うように努めなければなりません。



●こんなところも要チェック!!

■建設業務労働者の派遣禁止

建設現場で業務に従事する労働者については、労働者派遣事業を行うことは禁止されています。指導や罰則を受けるのは法違反を犯した事業主ですが、労働者を受け入れる事業主も法違反を容認することのないよう留意することが必要です。

受賞おめでとうございます

去る10月7日、タワー111ビルにおいて、(社)富山県雇用開発協会の主催(後援:富山労働局、富山県、富山障害者職業センター)により、「2009 富山県高齢・障害者雇用フェスタ」が開催されました。

障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者について、厚生労働大臣表彰及び(独)高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰の紹介のほか、富山県知事表彰及び(社)富山県雇用開発協会会長表彰の授与等が行われました。また、高年齢者雇用開発コンテスト受賞企業が紹介されました。受賞者の方々は次のとおりです。

◆厚生労働大臣表彰

障害者雇用優良事業所	医療法人社団 誠林会	(代表者) 林 松夫
優秀勤労障害者	池 亀 義 門	Y K K株式会社 黒部事業所

◆独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長表彰

障害者雇用優良事業所	黒部製パン 有限会社	(代表者) 宮崎 哲朗
優秀勤労障害者	池 田 春 彦	有限会社 重 松

◆富山県知事表彰

障害者雇用優良事業所	有限会社 斉藤商店おやべ	(代表者) 斉藤 寛明
優秀勤労障害者	井 上 辰 久	真野ガラス 株式会社
	浜 田 聡	有限会社 重 松

◆社団法人富山県雇用開発協会会長表彰

障害者雇用優良事業所	株式会社 大阪屋ショップ	(代表者) 平 邑 秀 樹
	株式会社 フェイス	(代表者) 前田 保男

優秀勤労障害者

堤谷 秀夫	有限会社 重 松	島崎 憲一	アイシン軽金属 株式会社
中山 慶信	株式会社 東洋電機製作所	大野 貴弘	生活協同組合CO・OPとやま小杉商品センター
岡崎 誠	株式会社 北陸精器	小西 孝治	富山スガキ 株式会社
下田 一夫	真野ガラス 株式会社	金森 寛	富山県総合警備保障 株式会社
小梶 哲也	株式会社 ナチ立山ベアリング	牧野 和也	株式会社 不二越
藤渡 明子	株式会社 三喜有	田中 利夫	田中漆器塗装
坊坂 隆	株式会社 北陸シー・アイ・シー研究所	広川 康幸	サクラパックス 株式会社
島田 宏明	ケーシーアイ・ワープニット 株式会社	赤川 論司	森岡酒店 株式会社
中川 勝巳	パナソニックエコシステムズ小矢部 株式会社	片口 嘉昭	株式会社 淀川ランドリー
蘆塚 紀子	株式会社 北陸富士	舟見 修治	東洋紡績株式会社富山事業所 入善工場
和田 隆博	株式会社 富山村田製作所		

◆高年齢者雇用開発コンテスト受賞企業

部 門 別 賞	西川産業 株式会社	(業種) 長繊維織物業
部 門 別 賞	有限会社 斉藤商店おやべ	(業種) 豆腐製造販売業
感 謝 状	医療法人社団基伸会 栗山病院	(業種) 医療業

職業能力開発促進月間・障害者職業能力開発促進旬間のお知らせ

現在、完全失業率や有効求人倍率が過去最悪の水準で推移するなど、厳しい雇用情勢が続いております。また、今後の産業界を支える現場力の低下、団塊世代の定年による技能継承の問題も重要な課題となっています。経済社会の活力の維持・向上のためには、働く人すべてがその能力を高め、一人ひとりがこれを十分に発揮できる社会を実現することが重要です。

このため、厚生労働省では毎年11月を「職業能力開発促進月間」と定め、職業能力の開発・向上の重要性について、また、11月1日～10日を「障害者職業能力開発促進旬間」と定め、障害のある方に対する職業訓練、就職や職場定着への支援について、社会一般や事業主に対しPR等を行っています。

「職業能力開発促進月間」や「障害者職業能力開発促進旬間」についての詳しいことは、県庁職業能力開発課(☎076-444-3260)までお問い合わせください。

平成21年度

元気とやま!

第1回

仕事と子育て両立支援企業をご紹介します!

富山県では、去る9月2日(水)に富山県民共生センターで開催された「元気とやま!仕事と子育て両立支援セミナー2009」において、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに積極的に取り組み、その成果をあげている県内企業を表彰しました。

今年度の受賞者は、アステラス富山(株)、医療法人社団 一志会、大谷製鉄(株)、(株)オレンジマート、生活協同組合CO・OP富山、医療法人社団 寿山会、医療法人社団 にしの会、(株)北陸銀行の8社です。

今月から表彰された企業の取り組みについて紹介していきます。第1回は、医療法人社団 一志会さんです。あなたの会社でも、表彰企業の取組事例を参考に、できることから始めてみませんか?

医療法人社団 一志会 (池田リハビリテーション病院)

所在地:黒部市 業種:病院
職員:132名(男性28名 女性104名)
HPアドレス: http://www4.nsk.ne.jp/ikeda-reha/



池田リハビリテーション病院では、周知不足等の理由から以前は育児休業や有給休暇の利用があまりありませんでした。そこで平成20年に一念発起し子育てと仕事を両立しやすい職場づくりに取り組むことにしました。

池田リハビリテーション病院の主な取り組み

☆子育て支援委員会!子育てブログ!

育児休業取得者も含めた労使双方からなる「子育て支援委員会」を毎月開催し、よりよい職場づくりのための意見交換の場また情報交換の場を設けています。また病院のHPでは子育て支援に関する色々な取り組みを紹介するとともに、職員による子育てブログを掲載しています。オープンでなじみやすい形で情報を共有することで、子育てに関する職場内の理解が深まり、育児休業等の制度を利用しやすい雰囲気作りに役だっています。

☆子育てに優しい休暇・手当制度!

配偶者が出産したときの3日間の特別休暇や、誕生日休暇、子一人につき5日間の看護休暇、月2回のノー残業デーがあり、パートの方にも正規職員と同様に利用してもらっています。また未就学児一人につき月額2,000円の子育て支援手当の制度があります。

☆復職に向けての支援!!

「子育て支援委員会」のメンバーから出された「育児休業で長い間職場を離れるのが不安」という声から、育児休業中の方に月に1回職場の状況や、行事、手書きのメッセージを書いたお便りを渡しています。それにより育児休業中であっても職場の状況を知ることができ、復職しやすくなっています。出産育児による退職者の再雇用制度も就業規則で整備されており、現在までに4名の職員が復職を果たしています。

利用者の声

清水賢治さん
作業療法士
お子さんは5歳・2歳

週2回ほど病院のHPにブログを書いています。多くの人に見てもらっているようで、職場の人達に子育てについての理解が広まっているのを感じますし、逆に「励みになった」とコメントを頂いたりもしました。

また、ブログに書くということで自分自身も子育てに関し前向きになれましたし、自分の子育てを振り返るきっかけにもなっています。いつか本にして子どもに渡してプレゼントできたらと考えています。



訪問リハビリの仕事をしているのですが、2人体制で仕事にあたっているのので、例えば子どもの看護が必要な時も休暇が取りやすく助かっています。

桶川るみ子さん
お子さんは9カ月

1月に子どもが生まれて現在9か月になりました。現在は育児休業中なのですが、育児休業

を取得するにあたって、長く職場を離れることで仕事の状況がわからなくなるのが心配でした。そこでときどき自分の都合の良い

時間に働かせてもらっています。職場の状況を知ることができ、また子育ての気分転換にもなり、本当にありがたいと思っています。



両立支援企業限定! 合同企業面接会 参加企業募集

県内で仕事と子育ての両立を支援し、一般事業主行動計画を策定している企業を対象にした合同面接会を富山地区および高岡地区で開催いたします。

まだ行動計画を策定・届出していない企業で参加を希望される企業は、行動計画の策定・届出をお願いいたします。また、仕事と子育て両立支援推進員を派遣し、行動計画の策定支援をいたします。(無料・随時)

富山地区 日時：平成21年 12月 2日(水) 13:30～
場所：サンフォルテ ホール

高岡地区 日時：平成21年 12月10日(木) 13:30～
場所：高岡文化ホール 小ホール

○参加者 県内企業に就職を希望する求職者
平成22年度及び23年度以降に卒業予定学生

○対象 県内に事業所を有する企業 各地区約20社

問合せ先 ▶ 富山県労働雇用課 ☎076-444-3257



中小企業勤労者福祉サービスセンター等のご案内

○中小企業勤労者福祉サービスセンターとは

中小企業で働く方々が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域(市町村)の中小企業が共同で大企業並の福利厚生事業を総合的に行う団体です。

○事業のしくみと会員

市町村が中心となってサービスセンターを設立し、サービスセンターは加入会員から会費を集めていろいろな福祉事業を実施します。

一般に事業所単位での加入となりますが、会員は次の方々です。

- サービスセンターのある地域と同じ地域にある中小企業や商店等の従業員と事業主
- サービスセンターのある地域と同じ地域に住む中小企業や商店街等の従業員(個人会員)

○福祉事業の例

- 生活安定の事業……慶弔共済、割安な掛金による医療・生命共済、低利、無担保の生活資金の融資、退職金共済制度加入のあっせん
- 余暇活動・自己啓発事業……保養施設の宿泊利用助成、映画・演奏会などのチケット割引、サービスセンターが企画する旅行やイベント及びレクリエーション、スポーツ、料理などの教養講座、講習会の開催や活動助成
- 老後生活の安定事業……生涯生活設計や年金などのセミナー、相談会の開催
- 健康の維持増進事業……健康診断や人間ドックなどの受診費用の助成、健康セミナーの開催、スポーツクラブや各種施設の利用補助や割引のあっせん
- その他……地元商店街と提携した指定店割引利用、会報によるさまざまな情報提供など

○詳細については、下記へお問い合わせください。

(財)富山市勤労者福祉サービスセンター ☎076-493-1354

(財)高岡市勤労者福祉サービスセンター ☎0766-28-1080

射水市ゆとりライフ互助会 ☎0766-82-1955

- サービスセンターの制度等については

富山県商工労働部労働雇用課(☎076-444-3256)までお問い合わせください。

事業主の皆様へ

ポジティブ・アクションに取り組みましょう

個々の企業において、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

・営業職に女性はほとんど配置されていない ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている
等の差が男女労働者の間に生じていることが多く、このような差は、男女雇用機会均等法上の性差別を禁止した規定を遵守するだけでは解消できません。

「ポジティブ・アクション」とは、このような差の解消を目指して、女性の能力発揮を図るために、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組み のことです。

ポジティブ・アクションの具体的取組例

女性の採用拡大

- ・会社案内等で社内では活躍している女性を積極的に紹介
- ・役員、面接担当者への男女均等な採用に関する研修を実施

女性の職域拡大

- ・女性を新たな職域に配置する際、複数の女性を配置したり、取引先への事前説明を行う等の配慮を行う

女性管理職の増加

- ・女性が満たしにくい昇進・昇格条件の見直し
- ・人事考課基準等を明確にし、労働者全員に周知

女性の勤続年数の伸長

- ・法を上回る育児・介護休業、短時間勤務制度等の制度の導入
- ・労働時間の削減

職場環境・風土の改善

- ・会議等で女性に発言や提案を求める
- ・男女の役割分担意識解消のための意識啓発研修の実施等



ポジティブ・アクションの効果

人材の能力がフルに発揮されれば、企業にとって大きなプラスになります

女性労働者の労働意欲の向上

女性の活躍が周囲の男性に刺激
→ 生産性が向上

多様な人材による
新しい価値の創造

幅広い高い質の労働力の確保

外部評価(企業イメージ)の向上

厚生労働省では、ポジティブ・アクションを積極的に進めている企業の取り組みを紹介する「ポジティブ・アクション応援サイト」(<http://www.netin.org/jiwe/pa/>) を開設しています。

お問い合わせは、富山労働局雇用均等室 (☎076-432-2740) へ

賃金・退職金セミナーのご案内

～賃金・退職金制度を見直しませんか?～

参加費無料

日時 平成21年12月4日(金) 午前9時10分～正午

会場 富山県民共生センター“サンフォルテ”研修室303 (富山市湊入船町)

内容

①「労働基準行政の現状について」

富山労働局労働基準部 監督課長 澤川 岩雄

②「適格退職年金の移行問題」

富国生命保険相互会社法人業務部副部長 八田俊一郎 氏

講師プロフィール

昭和60年千葉大学理学部卒業、同年富国生命保険相互会社入社。平成11年年金数理人。日本アクチュアリー会正会員。

趣旨

適格退職年金導入企業が、適格退職年金から企業年金等へ円滑に移行できるよう実務の専門家を招いてご講演いただきます。

③「中小企業退職金共済制度について」

独立行政法人勤労者退職金共済機構

■主催 富山労働局

■後援 (社)富山県労働基準協会
富山県社会保険労務士会
(社)富山県経営者協会
富山県中小企業団体中央会
富山県商工会議所連合
富山県商工会連合会

申込み

参加御希望の方は下記まで、お問い合わせください。

申込期限は平成21年11月27日(金)です。

◇富山労働局監督課 ☎076-432-2730

富山市神通本町1-5-5

女性労働者の母性健康管理について

女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備することは、重要な課題となっています。

このため、男女雇用機会均等法では、働く妊産婦の母性健康管理について次のように定めています。

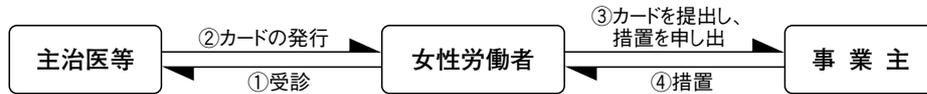
- 事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。(法第12条)
- 妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が、受けた指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。(法第13条)

母性健康管理指導事項連絡カードの活用について

母健連絡カードは、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカードです。(※母健連絡カードは厚生労働省ホームページからダウンロードできます。)

【利用の仕方】

- ①妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受けたとき、母健連絡カードに必要な事項を記入して発行してもらいます。
- ②女性労働者は、事業主に母健連絡カードを提出して措置を申し出ます。
- ③事業主は母健連絡カードの記入事項にしたがって時差出勤や休憩時間の延長等の措置を講じます。



母性健康管理指導医による相談

富山労働局では、母性健康管理について医学的な専門知識を持つ産婦人科医を母性健康管理指導医として委嘱しており、事業主や働く女性からの相談に応じています(無料・秘密厳守)。

母性健康管理指導医は、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護に関する相談を取り扱っております。

●相談を希望される場合は、富山労働局雇用均等室(☎076-432-2740)までお電話ください。

企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」(<http://www.bosei-navi.go.jp/>)を開設しています。

雇用管理責任者講習(介護分野向け)開催のご案内

介護事業所において、働きやすい職場づくりを自主的に進めていくため、雇用管理に責任を有する方(雇用管理責任者)に雇用管理について学んでいただき、その能力向上を図り、もって雇用と経営の安定に資することを目的とし開催いたします。(受講料は無料ですがテキストは有料です)

専門コース >> **経営管理+健康管理** (日程) 11月19日(木) 午後1時30分～4時30分
(会場) 高岡市ふれあい福祉センター

- (内容) 1. 「介護事業所に於ける経営改善の考え方」 中小企業診断士 羽田野正博氏
- 2. 「こころの健康づくり」精神科医師 数川 悟氏

専門コース >> **安全衛生・健康管理** (日程) 11月25日(水) 午後1時～5時
(会場) 新川文化ホール

- (内容) 1. 「感染症対策～新型インフルエンザへの備え」 保健師 藍口 陽子氏
- 2. 「介護事業所に於ける安全衛生管理」 社会保険労務士 前田 豊氏

主催・申込先 (財)介護労働安定センター富山支部 ☎076-444-0481

U

ターンフェアとやま 参加企業募集

参加無料

開催日時 平成21年12月29日(火) 11:00~16:45

場 所 とやま自遊館、富山市総合体育館

参加者 学生・在職者等を問わず県内就職に関心がある者

参加企業 約200社（県内最大規模）

参加要件 富山県内に事業所があること
 正規雇用としての採用予定があること
 ただし従業員51名以上*の企業は、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届出している企業である必要があります。

*従業員数は、企業全体で判定いたします。
 <例>企業全体（東京本社）56名、富山事業所20名 ⇒ 策定・届出が必要

参加申込 受付は、ヤングジョブとやまホームページ上でのみ受付
 （先着順で定数に達し次第終了。詳細はヤングジョブとやまのホームページ
<http://www.youngjob-tym.jp/>でお知らせします。）

受付開始 平成21年12月2日(水) 14:00~予定

両立支援推進員が行動計画策定を支援いたします(無料)

両立支援推進員から直接ご連絡させていただき、日程調整のうえ貴社を訪問し、行動計画の策定をサポートします。ぜひご利用ください。(申込先▶富山県社会保険労務士会 ☎076-441-0432)

問合せ先 ▶ 富山県商工労働部労働雇用課 ☎076-444-8897 ☎076-444-4405

11月1日~
11月30日

11月は「労働保険適用促進月間」です

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

加入手続きは、お近くの各労働基準監督署、各公共職業安定所までお願いします。

問合せ先▶富山労働局労働保険徴収室 ☎076-432-2714

富山県労働経済指標

年月	月平均賃金(規模30人以上)				労働異動率		職業紹介状況(季節調整値)			就職件数	
	全産業		製造業		製造業		有効				
	定期	特別	定期	特別	入職率	離職率	求人数	求職者数	求人倍率		
14	291,576	65,606	292,965	59,672	0.79	1.20	178,509	292,172	0.61	22,689	
15	292,740	69,249	296,020	67,473	0.76	1.12	212,156	261,638	0.81	22,934	
16	279,137	61,621	283,676	63,659	0.90	0.82	248,923	235,704	1.06	23,384	
17	273,969	59,100	292,320	61,180	0.88	0.81	265,397	226,444	1.17	24,130	
18	273,008	61,540	292,522	67,932	1.08	0.96	282,825	222,249	1.27	24,581	
19	278,168	65,594	290,971	74,692	1.06	1.05	256,774	227,116	1.13	24,020	
20	276,836	61,847	291,233	73,851	1.05	0.93	200,304	259,140	0.77	23,633	
21	4	262,311	1,597	270,024	436	0.73	1.27	12,433	27,158	0.46	2,160
	5	261,110	3,377	268,694	5,787	0.75	1.17	12,422	26,288	0.47	2,001
	6	261,766	129,697	271,222	71,209	0.87	1.33	12,521	25,500	0.49	2,189
	7	261,544	124,931	270,526	186,758	0.76	1.47	12,281	26,729	0.46	2,217
	8	—	—	—	—	—	—	12,316	26,564	0.46	1,800

「職業紹介状況の年欄は年度合計を表す。また同欄は「パートを含み、学卒を除く」の数値を使用。資料は、県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査月報」、富山労働局職業安定課「労働市場速報」による。